

府 公 第 26 号  
平成21年6月30日

内閣官房内閣総務官室内閣参事官 殿

内閣府大臣官房公文書管理課長



歴史資料として重要な公文書等の申出に係る事務手続について（依頼）

平成21年度における、歴史資料として重要な公文書等の移管の申出に当たっては、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成13年3月30日閣議決定）等（別添1～4）によることとするほか、以下の点に留意して事務手続を進めてください。

(1) 内閣府としては、各府省において平成21年度末までに保存期間が満了する行政文書について、その全体像を把握し、それらの行政文書を国立公文書館において保存することが適当であるかどうかを検討する必要があります。

については、外局及び地方支分部局等の分を含め、行政文書ファイル管理簿のうち平成21年度末までに保存期間が満了する全ファイルリスト（管理簿の様式）を、10月30日までに提出してください。

提出に当たっては、次の①～③に該当する行政文書ファイルを特定するため、備考欄に注記してください（記号を用いても差し支えありません）。

- ① 移管対象として申し出る行政文書ファイル
- ② 保存期間の延長を予定している行政文書ファイル
- ③ 廃棄を予定している行政文書ファイル

(2) 平成17年6月30日付け改正各府省庁官房長等申合せ2(2)②に基づく申告リスト及び2(2)ただし書きに基づく事前個別協議に係る対象文書がある場合、別紙様式A、Bにより、該当リストを9月15日までに提出してください。